南魚沼市無電柱化推進計画

令和3年2月

南魚沼市

はじめに

無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点からこれまで実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、訪日外国人をはじめとする観光需要の増加等により、その必要性が増してきている。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が、平成28年に成立し施行された。

無電柱化法第8条において市町村は、国の策定する無電柱化推進計画(及び都道府県無電柱化推進計画)を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるように努めなければならないと規定されている。

本計画は、無電柱化法に基づく南魚沼市無電柱化推進計画として、今後の 無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



【一般県道仲田塩沢線「牧之通り」】

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 南魚沼市における無電柱化の現状

本市における無電柱化は、これまで市道での実績はないが、関係者の協力の下、国道及び県道で電線共同溝の整備による地中化が進められてきた。

一般県道仲田塩沢線の「牧之通り」は、街路事業に併せて電線地中化を行い、景観形成による街並みづくりのため地域関係者と一体となり、石畳舗装や雁木の設置、伝統的な雪国建築様式を活かした和風建築の採用などによって、都市景観大賞の都市空間部門大賞やアジア都市景観大賞などを受賞し、毎年多くの観光客が来訪する場所となっている。

2) 今後の無電柱化の取組姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進められてきたが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

無電柱化法第2条に、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」との理念が定められていることから、本市においても市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により安全で安心なくらしの確保や良好な景観を形成し、魅力ある美しいまちづくりを推進する。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の観点から、優先して無電柱化を推進する道路を決定する。

防災

災害時における避難や救助、物資供給等の応急活動を迅速かつ的確に 実施するため、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路。

安全・円滑な交通確保

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく 特定道路、その他駅周辺の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、並びに人通りの多い商店街の道路、学校周辺の通学 路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路な ど、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路。

景観形成・観光振興

良好な景観の形成による観光振興、まちなみの保全に資するエリアの 道路。

道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、大規模な道路改築事業や市街地開発事業、その他これらに 類する事業が実施される道路。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和2年度から令和6年度までとする。

なお、国の推進計画、無電柱化に関する新たな制度、南魚沼市総合計画等が変更された際は、適宜見直すこととする。

3 . 無電柱化の推進に関する目標

観光振興のために良好な景観を形成することを主目的として、令和6年度までに、以下路線の無電柱化の完了を目標とする。

路線名	場所	道路延長	整備延長
市道長森作田線	長森	0.3 km	0.5 km
市道長森下村線	長森	0.1 km	0.1 km

4 . 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1)無電柱化事業の実施

無電柱化の事業手法は、電線共同溝方式、単独地中化方式、要請者負担方式などから、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

事業を実施するにあたっては、収容する電線類の量や道路交通の状況、 既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留 意しつつ、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式などの低コスト手法 を積極的に採用する。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

占用制限制度の適切な運用

平成 25 年に道路法第 37 条が改正され、防災上の観点から重要な道路について、地震等の災害が発生した場合における緊急輸送道路や避難路としての機能を確保するため、道路管理者が区域を指定して道路の占用を制限することができるよう措置された。

国及び県は、道路法第37条に基づき管理する緊急輸送道路において、 新設電柱の占用を制限する措置を実施している。

本市の管理する道路においては、緊急輸送道路に指定されている路線はないが、基幹道路と災害拠点施設を結ぶ重要物流道路の補完路に指定されている路線などについて、占用制限措置の必要性などの検討を行う。

占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を実施する。

3) 関係者間の連携の強化

推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる北陸地方ブロック無電柱化協議会新潟県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

工事・設備の連携

本市の管理する道路において、道路事業等や水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用 し、工程等の調整を積極的に行う。

民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や、良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器等の設置場所として、公共施設の敷地や民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の 事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、市報等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の 取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。